資　料　５

東久留米市下水道使用料に係る
調査・検討結果報告書（案）

令和８年１０月〇日

東久留米市下水道使用料等検討委員会

はじめに

下水道事業は、生活環境の改善や浸水の防除に加え、公共用水域の水質保全や資源・エネルギーの活用など、その役割を広げながら都市の営みを支えてきた。

本市の下水道事業は昭和 43 年に供用を開始し、最も古い施設は供用開始後 57 年が経過している。過去に整備された施設の老朽化が進む一方、市内を流れる河川等の地理的要因から汚水を押し上げるポンプ施設が多く、電気代等の維持管理費がかさむことや、過去に受益者負担金制度を適用することができず、企業債に依存した歴史的経緯から償還金負担が重く、使用料水準が都内の他市町村と比較して高い状況にある。こうした課題を抱えるなかで、今後は施設の計画的な改築・更新と持続可能な事業運営の両立が求められている。

収入の根幹となる使用料は平成 25 年 4 月以降、13 年間にわたり据え置かれてきた。また、限られた収入で安定的かつ継続的なサービスを提供していくことを目的に、令和 2 年 4 月からの地方公営企業法の一部適用等、健全な事業経営の実現を目指してきたが、現在の経営状況は、人口減少や節水意識の定着による収入減少に加え、物価・人件費の高騰等による維持管理費の増加により、一段と厳しさを増している。

令和 8 年 2 月に策定された「東久留米市下水道事業経営戦略－2026－」では、物価上昇に加え、令和 8 年度から東京都が運営する流域下水道維持管理負担金が大幅に引き上げられ年間約 1.8 億円の支出増が見込まれることなどから、現行の使用料水準を維持した場合、経費回収率が 100％を大幅に下回り損失が生じる試算が示されている。この厳しい経営環境を乗り越え、今後、10 年先となる令和 17 年度まで経費回収率 100％を維持して経営を安定させるためには、使用料の改定が避けられない状況である。

このような経営上の重大な転換期にあって、下水道使用料に関する事項について調査・検討を行うべく「東久留米市下水道使用料等検討委員会」が設置され、令和 8 年 7 月 23 日に市長から本委員会に対して調査・検討の依頼を受けた。

私たち委員は、学識経験、市内産業の現場、市民生活、行政というそれぞれの立場から、４回にわたり本市の下水道事業の現状と経営状況を共有しつつ、使用料に関する事項について、多角的な視点から議論を重ねてきた。その結果、ここに一定の結論を得たので、次のとおり報告する。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添える。

1　下水道事業の現状と下水道使用料改定の理由

1. 事業規模と経営状況の現状分析

本市の下水道事業は、昭和 39 年の認可、昭和 43 年の供用開始以来、汚水処理人口普及率 100％を達成するなど市民生活を支える重要な基盤として発展してきた。今後は整備促進から管理運営の時代となり、今後も引き続き下水道サービスの充実、維持を図っていく必要がある中、近年の事業を取り巻く環境は大きな転換点を迎えている。

(1) 人口および有収水量の減少傾向

市内の人口は近年減少傾向にあり、これに伴って使用料収入の基礎となる有収水量も、平成 27 年度の約 1,148 万㎥から令和 6 年度には約 1,121 万㎥へと減少している。特に、主に家庭用として使用される 30 ㎥以下の水量に加え、事業用の 30 ㎥を超える水量も一貫して減少しており、中長期的な使用料収入の減少が不可避な状況にある。

(2) 収支構造の厳しさと経営努力

収入面では、平成 25 年度の使用料改定以降、13 年間にわたり据え置いてきた。また、令和 2 年度には地方公営企業法の一部適用（財務適用）へ移行し、財政規律の向上を図ってきた。

一方、支出面では、激甚化・頻発化する豪雨から市民を守るべく、浸水を防除するための年間 10 億円を超える大規模な建設改良費や、過去の施設整備に伴う多額の企業債償還金（令和 6 年度実績で約 4 億 5,600 万円）、さらに全体の大きな割合を占める減価償却費（同約 11 億 6,000 万円）や流域下水道維持管理負担金（同約 4 億 7,300 万円）など、固定的な維持管理費・資本費の負担が重く、収支を圧迫している。

(3) 小口利用者の多さと使用料負担の構造的課題

使用料体系を検討するうえでの前提として、従量区分別の使用者数や排出量の実態を整理すると、本市には以下のような構造的な課題が存在している。

まず、使用者数ベースでは、現行の基本水量である「1カ月あたり10㎥まで」の層が全体の41%を占めており、1軒あたりの月平均は約5.4㎥にとどまる。この水準は、水道局が公表している単身世帯の平均使用水量（月8㎥）をも下回っており、現行の料金体系では全体の4割を超えるこの小口利用者層から従量料金を十分に回収できていない状況にある。

一方で、総排出量で見れば、「20㎥から50㎥」の層が全体の40%を占めて最も多く、水道局の指標による世帯人数別の平均使用水量（3人世帯で月19.9㎥、4人世帯で23.1㎥）に照らすと、複数人世帯を中心とした層が本市の使用料収入を実質的に支える中心的な役割を担っている。しかし、件数としては全体の24%（約4分の1）にとどまっており、特定の層に負担が偏っている構図がうかがえる。

こうした構造のもとでは、今後さらに少子高齢化や世帯人員の減少、節水意識の定着が進んだ場合、財政を支える主要層からの収入減がそのまま総収入の大きな落ち込みにつながるリスクを抱えている。

2. 持続可能な事業運営に向けたこれまでの取組

本市では、下水道事業の持続可能性と自立性を高めるため、組織と施設管理の両面から経営の効率化と健全化を図ってきた。

まず施設面では、平成30年度策定の「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、管渠やポンプ場の点検・調査・更新を計画的に実施している。これにより、道路陥没等のリスクを未然に防ぐ予防保全を徹底し、投資の平準化とライフサイクルコストの抑制（経費削減）を両立させている。また、さらなるコスト削減と効率化に向け、官民連携手法である「ウォーターPPP」の導入に向けた検討などを進めている。

財務・執行体制の面では、国や東京都の補助金を積極的に活用するとともに、企業債の計画的な発行により将来負担の抑制に努めてきた。さらに、限られた職員体制（計画担当4名、施設担当5名）のもとでも、下水道台帳の電子化や申請のオンライン化を通じて業

務効率化を推進しつつ、経営戦略の定期的な検証を行って健全な事業運営に取り組んでいる。

3. 将来の見通しと使用料改定の必要性

「東久留米市下水道事業経営戦略－2026－」に基づく将来試算では、前述した人口減少や世帯人員の減少に伴う有収水量の減少に加え、物価や人件費の高騰等による維持管理費の増加が不可避となっている。

さらに、大きな転換点として、令和 8 年度からは東京都が運営する流域下水道維持管理負担金の単価が大幅に引き上げられ、年間約 1.8 億円の支出増が生じることとなる。これまでストックマネジメントや業務効率化など、組織と施設の両面で経営の効率化が進められてきたが、全利用者の 4 割を超える小口層からの従量料金の回収が難しく、一部の層に負担が偏っている本市特有の構造的課題が存在する中、こうした急激なコスト増を現行の経営努力のみで吸収することは極めて困難な状況にある。

現行の使用料水準のまま推移した場合、汚水処理費に対する経費回収率は 100％を大幅に下回り、多大な損失が生じる試算となっている。この厳しい経営環境を乗り越え、令和 17 年度まで経費回収率 100％を維持して、次世代へ持続可能な下水道サービスを安定的に引き継いでいくためには、使用料の改定が不可欠であると判断する。

２　目指す経費回収率及び下水道使用料算定の目標年度

目指す経費回収率　100％以上　　目標年度　令和 17 年度

本市の下水道事業は、人口減少等に伴う使用料収入の減少や、人件費や物価の高騰、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、流域下水道維持管理負担金の引き上げ等により、経営環境の厳しさが増している。地方公営企業としての独立採算原則に基づき、将来にわたって持続可能で自立的な下水道経営を堅持するため、汚水処理費に対する経費回収率 100％を目指していくものとした。

また、目標年度については、本市の「東久留米市下水道事業経営戦略－2026－」における計画期間の最終年度に合わせ「令和 17 年度」に設定することとした。

【検討・審議の経緯】

目標年度の検討にあたっては、令和 14 年度までの収支を見据えた短期的な案と、令和 17 年度までを見据えた中長期的な案の双方について検証を行った。

審議の過程では、目標年度の違いによる改定率の影響や、目標年度経過後における収支見通しについて議論が交わされた。年度ごとの純損益シミュレーションにおいて、東京都の負担金の５年ごとの定期見直しを前提としており、令和１３年度頃に再改定リスクが生じるとされていることから、特に短期的目標を設定した案については、改定後の財政悪化が懸念された。

これらの検証を踏まえ、短期的な案ではなく、持続可能な財政基盤を構築するため、下水道使用料算定の目標年度は、経営戦略の最終年度と同年度となる令和 17 年度とする中長期的な案が妥当であると結論付けた。

3　平均改定率

21.0%

既存の下水道施設の維持管理・更新に必要な費用を確保し、一般会計からの基準外繰入金に依存しない財政基盤の構築を目指すこととした。その上で、市民の負担にも配慮し、都市計画税等の充当が可能となる「分流式下水道経費繰入金（基準内繰入金）」を活用して、必要な使用料水準を算定することとした。

【検討・審議の経緯】

改定率の検討にあたっては、改定を行わない案のほか、分流式下水道経費繰入金を活用する 20%・21%改定案と、同繰入金を活用しない 32%・35%改定案の複数案について検証を行った。

審議の過程では、各案の収支見通しや一般会計の負担を比較し、同繰入金を活用することの妥当性について議論が交わされた。その中で、長期的な繰入金の増加については、公園整備など他の都市計画事業との財源バランスや、都市計画税全体の限度を考慮する必要があるとの意見も出された。

これらを総合的に勘案し、市民の負担過重を回避しつつ一般会計の過度な負担増を防ぐため、同繰入金を活用し、目標年度である令和 17 年度まで経費回収率 100%を維持する適正な改定率として「平均 21%」を妥当と結論付けた。

４　使用料の減免制度の検討

減免制度：対象の拡大を行わず現行通りとすることとした。なお、減免の対象は現行通り基本使用料及び１０㎥までの従量使用料とする。

【検討・審議の経緯】

減免制度については、現行制度を維持しその減収分を基準外繰入金で補填する案、現行制度を維持して使用料収入で賄う案、社会福祉施設等へ対象を拡大して使用料収入で賄う案の各パターンについて検証を行った。

審議の過程では、他市町村における減免制度の導入状況や財源の負担実態に関する調査結果を確認するとともに、社会福祉施設等から寄せられた要望についても共有した。その上で、社会福祉施設等からの要望に対する心情に理解を示しつつも、今回の最優先目標である経費回収率１００％の達成に向けて、対象拡大に伴う追加の財源不足分を他の一般利用者の使用料負担に上乗せして求めることの妥当性について意見が交わされた。

また、下水道サービスを利用し、等しく使用料を支払う一般利用者との負担の公平性を慎重に見極めるとともに、減免はあくまで特例であるという市の基本方針との整合性についても議論した。

これらの多角的な検証と議論を踏まえ、経費回収率の目標達成を優先することと利用者全体の負担の公平性を考慮し、減免制度は現行どおり据え置いて拡大は行わないこととした。また、新たな使用料体系においても、減免の対象は、現行通り基本使用料及び１０㎥までの従量使用料とし、これに伴う減収分は、基準外繰入金に頼らず使用料収入で賄う方針とすることが妥当と結論付けた。

5　改定の時期

令和９年度秋頃

【検討・審議の経緯】

改定時期の検討にあたっては、現行の使用料を据え置いた場合の財政収支の見通しについて検証を行った。

本市下水道事業においては、現在保有している約４億円の利益剰余金が、令和８年度からの流域下水道維持管理負担金の大幅な引き上げ等により、令和９年度中に完全に枯渇し欠損金（累積赤字）へ転落する財政状況であることを確認した。

審議の過程では、令和９年度途中での改定の必要性を共有し、改定をさらに先送りすることは多大な財政リスクを伴うとの議論が交わされた。

このことを踏まえ、使用料改定に伴う市民への周知期間や、使用料徴収システムの改修等に必要な準備期間を十分に確保するため、改定時期は令和９年度秋頃とすることが妥当であると結論付けた。

6　下水道使用料体系の見直し

現行の使用料体系　「基本水量（1～10 ㎥区分）」を廃止し、新たに基本使用料を設定した上で、1 ㎥からの従量制へ移行し、区分間の負担の平準化を考慮した従量単価を用いた料金体系へと改定する。

（改定案の具体的な数値等は以下に記載のとおり）

【検討・審議の経緯】

使用料体系の検討にあたっては、本市における全使用者の約 4 割が基本水量である 10 ㎥以下の範囲に収まっている構造的課題をはじめ、人口減少や単身世帯化の進行、大口利用者の減少傾向などを踏まえ、多角的な検証を行った。

現行体系の課題や他自治体の動向、基本水量解消の根拠等を確認するとともに、それぞれの収入規模のバランス等に配慮した各案の検証（平均 21%改定を前提とした 6 つの改定シミュレーション案：均等改定、基本使用料比率増、基本水量引き下げ、基本水量廃止等）を行い、以下の 3 つの論点に沿って集中的に議論が交わされた。

1. 基本使用料の改定率を高めるべきかについて

審議では、今後さらに単身世帯化や世帯の縮小が進む実態を考慮しつつも、本市の小口利用者の平均使用水量が約 5 ㎥であることを踏まえ、節水に努める少水量世帯に高い基本使用料を課すことは不公平感につながるとの意見が交わされた。これらを勘案し、現行の体系（10 ㎥までの基本水量含む）の基本使用料の改定率を一律に高めないことが妥当と結論付けた。

2. 基本水量の引き下げ・廃止について

審議では、コストをかけて節水に努めても一定水量まで同額である現行体系への疑問や、使った分だけ負担する「受益者負担の公平性」の観点から、基本水量は引き下げるべき、あるいは廃止すべきとの意見が交わされた。

基本水量を廃止した場合の収入確保の安定性に関する懸念も示されたが、基本水量制の解消を推奨する国土交通省の考え方や、使用した分に応じて費用を負担する公平性の観点、同手法を採用する他自治体の先進事例を踏まえ、基本水量は廃止（0 ㎥）とすることが妥当と結論付けた。

3. 従量使用料区分間の負担調整について

一般的な 3〜4 人世帯の平均使用水量である 20 ㎥付近の負担に着目し、意見交換が行われた。

基本水量を廃止する改定案をベースとした場合、新たに設定される 0〜10 ㎥の従量単価と 10〜20 ㎥の単価との引き上げ幅（ギャップ）や、従量区分間の急激な負担増を避けるため一般家庭側の水量区分の中で調整を図るべきであるとの意見、さらに大口利用者の減少リスクも考慮しつつ適切なバランスをとるべきとの意見が交わされた。

これらの議論を踏まえ、従量区分の使用料については、大口利用者の減少傾向と、一般家庭の基準となる 20 ㎥前後の急激な負担増の緩和について検討を行うため、新たに 3 つのシミュレーション案を加え、それぞれ検証した。その結果、大口利用者の減少リスクへの対応と、一般家庭における急激な負担増の緩和との、最も適切なバランスを図る案に集約した。

改定使用料表

汚水の種別	排出量	使用料
一般汚水	１０立方メートルを超えないもの	円
	１０立方メートルを超え ２０立方メートルまでの分	１立方メートルにつき　円
	２０立方メートルを超え ５０立方メートルまでの分	１立方メートルにつき　円
	５０立方メートルを超え １００立方メートルまでの分	１立方メートルにつき　円
	１００立方メートルを超え ２００立方メートルまでの分	１立方メートルにつき　円
	２００立方メートルを超え ５００立方メートルまでの分	１立方メートルにつき　円
	５００立方メートルを超え １，０００立方メートルまでの分	１立方メートルにつき　円
	１，０００立方メートルを超える分	１立方メートルにつき　円
浴場汚水	１０立方メートルを超えないもの	円
	１０立方メートルを超える分	１立方メートルにつき　　円

7　付帯意見

(1) 下水道使用料の改定は、市民生活へ直接影響を与えるため、改定の必要性や新たな使用料体系について丁寧な説明を行うとともに、あわせて、引き続き経営の現状を市民が把握し共有していただけるよう、情報発信を継続し、理解促進に努めること。

(2) 下水道事業の経費削減の取組として、施設の老朽化対策の実施については、計画的に、かつコスト縮減が図れる工法を導入するとともに、維持管理業務においては、経費削減が見込める官民連携手法である「ウォーターPPP」の導入検討を進めるなど、一層の経費の節減や経営努力を今後も重ねること。

(3) 下水道事業の持続可能で自立的な経営を継続するため、単年度の決算の変動に左右されることなく、3 年から 5 年ごとを目安に使用料水準の妥当性の定期的な検証を行うこと。その検証にあたっては、市の財政状況を十分に考慮し、慎重に行うこと。

東久留米市下水道使用料等検討委員会活動経過

回　数	日　程	内容等
第１回	7 月 23 日（木）	①委嘱書・任命書交付 ②委員長選出・委員長職務代理者指名 委　員　長　森　政　史 委員長職務代理　和　氣　幸　博 ③市長より調査・検討報告依頼 ④使用料等検討の流れ ⑤下水道事業の経営状況と見通し ⑥その他 意見交換 ・経費回収率 100%の是非について ・下水道使用料の減免制度について ・改定の実施時期について
第２回	8 月 4 日（火）	①減免制度の検討について ②使用料の改定率の検討について ③使用料改定時期の検討について ④使用料体系の方向性について
第３回	9 月 30 日（水）	①使用料体系の検討
第４回	10 月 14 日（水）	①使用料体系の検討 ②報告書の検討及び確認
	10 月 23 日（金） （予定）	①市長へ報告書を提出

東久留米市訓令乙第６９号

東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和８年４月３０日

東久留米市長　富 田　竜 馬

東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱

（設置）

第１　東久留米市の下水道事業の健全な運営の確保に向けて、下水道使用料に関する事項その他下水道に関する事項について検討するため、東久留米市下水道使用料等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

（１）　下水道使用料に関する事項

（２）　その他下水道に関することで、市長が必要と認める事項

（組織）

第３　委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

（１）　学識経験者　１名以内

（２）　産業関連団体関係者　２名以内

（３）　公募による市民　２名以内

（４）　市職員　１名以内

２　委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

（任期）

第４　委員の任期は、委嘱又は任命の日から第２の規定による報告が完了する日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第６　委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長が行う。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（意見の聴取）
第７　委員会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。
（報償）
第８　委員会の委員のうち、第３第１項第１号から第３号までに掲げる者に対しては、職務遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。
（庶務）
第９　委員会の庶務は、都市建設部施設建設課において処理する。
（委任）
第１０　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。
付　則
１　この訓令は、令和８年５月１日から施行する。
２　この訓令の施行後、最初の会議において委員の互選により委員長を選任するまでの委員会の招集は、第６第１項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
３　この訓令は、第２の規定による市長への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。

東久留米市下水道使用料等検討委員会委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	森　政史	税理士
産業関連団体関係者	和氣　幸博	東久留米市　商工会副会長
	若林　弘子	東久留米市　商工会理事
市　民	髙橋　高一	
	矢部　晶代	
行政関係者	長澤　孝仁	東久留米市企画経営室長

令和８年１０月　　日

東久留米市長
　　富田　竜馬　殿

東久留米市下水道使用料等検討委員会
委員長　森　政史

東久留米市下水道使用料等検討委員会への
調査・検討事項について（報告）

令和８年７月２３日付８東久都施第１７６号で依頼のあった標記の件について、本委員会で下水道使用料に関する事項について調査・検討を重ね、委員会としてここに一定の結論を得たので、別添のとおり報告いたします。